

# 平成28年第3回荒尾市議会（臨時会）

議案資料



新旧対照表

現 行	(従業者の員数等)	改 正 後						
第82条 様 2～5 略	(従業者の員数等) 第82条 略 2～5 略	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に從事することができる。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業者の員数等)</th> <th>介護職員</th> <th>介護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第82条 様 2～5 略</td><td>当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地域密着 介護事業所、指定特定施設、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）</td><td>当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所、指定特定施設、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）</td></tr> </tbody> </table>	従業者の員数等)	介護職員	介護職員	第82条 様 2～5 略	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地域密着 介護事業所、指定特定施設、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所、指定特定施設、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）
従業者の員数等)	介護職員	介護職員						
第82条 様 2～5 略	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地域密着 介護事業所、指定特定施設、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所、指定特定施設、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業者の員数等)</th> <th>介護職員</th> <th>介護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第82条 様 2～5 略</td><td>当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）</td><td>当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）</td></tr> </tbody> </table>	従業者の員数等)	介護職員	介護職員	第82条 様 2～5 略	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）
従業者の員数等)	介護職員	介護職員						
第82条 様 2～5 略	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）	当該指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地城密着 介護事業所に中欄に掲げ型介護老人福祉施設又は指 かが併設されていて定介護療養型医療施設（医 療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に 規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。）						

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(従業者の員数等)	現 行	改 正	後
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)		
第44条 略 2～5 略	2～5 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
第44条 略	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地城密着型特定施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地城密着型特定施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地城密着型特定施設等のいずれかが併設されている場合
2～5 略	同生活介護事業所、指定地城密着型特定施設、指定老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	同生活介護事業所、指定地城密着型特定施設、指定老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	同生活介護事業所、指定地城密着型特定施設、指定老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成28年3月31日に公布された「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」により、国民健康保険税の賦課限度額及び減額基準の一部について改正が行われたため、それに伴い荒尾市国民健康保険税条例について所要の改正を行うもの

### 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

区分	現行	改正後
基礎賦課分(医療給付費等分)	<u>52万円</u>	<u>54万円</u>
後期高齢者支援金等賦課分	<u>17万円</u>	<u>19万円</u>
介護納付金賦課分	16万円	16万円
合 計	<u>85万円</u>	<u>89万円</u>

### 国民健康保険税の減額対象の拡大

区分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額≤33万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>26万円</u>	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>26万5千円</u>
2割軽減世帯	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>47万円</u>	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>48万円</u>

(注)

所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額

特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険

者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に  
属するもの

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(課税額)	現 行	改 正 後
第2条 略		(課税額) 第2条 略
2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>52万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>54万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>54万円</u> とする。
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>17万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。
4 略	(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる場合には、 <u>54万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、 <u>16万円</u> ）の合算額とする。	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、 <u>52万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、 <u>16万円</u> ）の合算額とする。
	(1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>26万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）	(1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>26万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

現	行	改	正	後
イ～へ　略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>47</u> <u>万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に 該当する者を除く。） イ～へ　略	イ～へ　略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>48</u> <u>万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に 該当する者を除く。） イ～へ　略			

#### 附 則

(施行期日)  
(適用区分)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の荒尾市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の  
年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民  
健康保険税については、なお従前の例による。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

附 則	現 行	改 正 後
	附 則	附 則
1 略 (荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)	1 略 (荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)	1 第8条の規定による改正後の荒尾市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合における審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。
2 第8条の規定による改正後の荒尾市固定資産評価審査委員会条例について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。	2 第8条の規定による改正後の荒尾市固定資産評価審査委員会条例について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

## 平成28年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主要内容

改正項目	現 行	改 正	内 容	改 正 後	改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
1 法人市民税法人税割の税率の改正	課税標準となる法人税額の12.1%	課税標準となる法人税額の8.4% (減税分は地方法人税(国税)として徴収し、全額地方交付税の原資とする。)	地方法人課税の偏在是正のため	地方法人課税の偏在是正のため	第34条の4	平成29年4月1日以後に開始する事業年度から	
2 延滞金の計算期間の見直し及び特例の創設	法定申告期限 (納期限) 1年間	減額更正 (修正の請求) 1年間	納付 (修正申告) 1年間	法定申告期限 (納期限) 1年間	減額更正 (修正の請求) 1年間	増額更正 (修正申告) 1年間	納付 (修正申告) 1年間
	計算期間 職権 更正の 請求	延滞金 発生	延滞金 発生	計算期間 職権 更正の 請求	延滞金 発生	延滞金 発生	延滞金 発生

※納期限の翌日から1年を経過する日までは、延滞金が発生する。

※上記の計算期間は、当初の税額に達するまでの部分に相当する税額に係る延滞金についてのもので、当初申告税額を超える部分については、現行の計算期間で計算する。

改正項目	現 行	改 正	内 容	改 正 後	改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
4 医療費控除の特例の創設			健康の維持増進及び疾病の予防への取組(予防接種、健康診断等)を行う個人が、スイッチOTC薬(要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)の購入費用(年間10万円を限度)のうち、1. 2万円を超える額を所得から控除※従来の医療費控除との併用不可		セルフメディケーション(自主服薬)推進のため	附則第6条	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
5 固定資産税の特例措置の延長			再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(3年間対象となる固定資産税の課税標準を3分の2に軽減)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の施行日(平成24年7月1日)から平成28年3月31日までの4年弱。また、軽減割合は法律で規定する。	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(3年間対象となる固定資産税の課税標準を3分の2に軽減)を平成30年3月31日までの2年間延長する。また、軽減割合を細分化し、条例で規定する。 ・特定の太陽光発電設備及び特定の風力発電設備:3分の2に軽減 ・水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備:2分の1に軽減	非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギーの多様化・分散化を推進するため	附則第10条の2	平成28年4月1日以後に取得した設備について、平成29年度以後の固定資産税から適用
6 軽自動車税(の種別割)におけるグリーン化特例の延長			軽自動車税(の種別割)におけるグリーン化特例は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間※環境に配慮した低燃費車の新車新規登録に対して、新規登録した翌年の軽自動車税を25%、50%又は75%軽減する。	軽自動車税(の種別割)におけるグリーン化特例の措置を平成29年3月31日までの1年間延長する。	環境に配慮した車両を普及させるため	附則第16条第2項から第4項まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した軽自動車に適用

## 荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 資料

### 1 多子世帯の利用者負担を軽減

現行制度で、1号認定子どもについては小学校3年生まで、2号及び3号認定子どもについては小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を、年収360万円未満に相当する世帯（市町村民税所得割額が、1号認定子どもの場合77,101円未満、2号及び3号認定子どもの場合57,700円未満である世帯（ただし、ひとり親世帯等については、支給認定区分にかかわらず、77,101円未満の世帯））については撤廃し、年齢にかかわらず、利用者負担額は、第2子を半額に、第3子以降を無料とする。

支給認定区分	利用者負担額	軽減対象となる階層区分		
1号認定	条例中別表第1に規定 C			
2号及び3号認定	条例中別表第2に規定 B、C、D1、D2の一部 B、C、D1、D2、D3、D4の一部（ひとり親世帯等に限る。）			

(例1) 1号認定子どもの場合

改正前	小4以上 ①算定対象外	小1～小3	5歳 ②第1子（全額負担）	3歳 ③第2子（半額負担）
	小4以上 ①第1子	小1～小3 年齢制限を撤廃	5歳 ②第2子（半額負担）	3歳 ③第3子（無料）
改正後	小1以上 ①算定対象外	小学校就学前	5歳 ②第1子（全額負担）	3歳 ③第2子（半額負担）
	小1以上 ①第1子	小学校就学前 年齢制限を撤廃	5歳 ②第2子（半額負担）	3歳 ③第3子（無料）

(例2) 2号及び3号認定子どもの場合

改正前	小1以上 ①算定対象外	小学校就学前	5歳 ②第1子（全額負担）	3歳 ③第2子（半額負担）
	小1以上 ①第1子	小学校就学前 年齢制限を撤廃	5歳 ②第2子（半額負担）	3歳 ③第3子（無料）
改正後	小1以上 ①算定対象外	小学校就学前	5歳 ②第1子（全額負担）	3歳 ③第2子（半額負担）
	小1以上 ①第1子	小学校就学前 年齢制限を撤廃	5歳 ②第2子（半額負担）	3歳 ③第3子（無料）

## 2 ひとり親世帯等の利用者負担を軽減

年収 360万円未満に相当する（市町村民税所得割額が 77, 101円未満）ひとり親世帯等への軽減措置を拡充し、第 1 子の利用者負担額を半額、第 2 子以降の利用者負担額を無料とする。

支給認定区分	利用者負担額	軽減措置を拡充する階層区分
1号認定	条例中別表第1に規定 C	
2号及び3号認定	条例中別表第2に規定 C、D1、D2、D3、D4の一部	

### 1号認定

2号及び3号認定		※保育標準時間認定4歳以上児の場合	
		階層区分	利用者負担額(第1子)
改正前	C	C	10, 400円
改正後	C	D1	13, 100円
		D2	16, 700円
		D3	19, 700円
		D4の一部	22, 700円
		C	5, 200円
		D1	6, 550円
		D2	8, 350円
		D3	9, 850円
		D4の一部	11, 350円

階層区分	利用者負担額(第1子)	利用者負担額(第2子)
改正前	9, 900円	4, 450円
改正後	4, 450円	0円

階層区分	利用者負担額(第1子)	利用者負担額(第2子)
改正前	9, 900円	4, 450円
改正後	4, 450円	0円

※1号認定（教育標準時間認定）・・・幼稚園、認定こども園

C階層（市町村民税所得割額が 77, 101円未満）

※2号及び3号認定（保育認定）・・・保育所、認定こども園、地域型保育

B階層（市町村民税非課税世帯）

C階層（市町村民税均等割のみ課税）

D1階層（市町村民税所得割額が 48, 600円未満）

D2階層（" 48, 600円以上 63, 900円未満）

D3階層（" 63, 900円以上 75, 900円未満）

D4階層（" 75, 900円以上 97, 000円未満）

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正	後
(時間外保育料の徴収) 第5条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対しして法第59条第2項に規定する時間外保育を行つたときは、当該支給認定子どもに係る利用者から時間外保育料を徴収するものとする。 2 略	(時間外保育料の徴収) 第5条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対しして法第59条第2号に規定する時間外保育を行つたときは、当該支給認定子どもに係る利用者から時間外保育料を徴収するものとする。 2 略	
別表第1 (第3条関係) 略 備考	別表第1 (第3条関係) 略 備考	<p>1～3 略</p> <p>4 支給認定子どもに属する世帯が次に掲げる世帯 ((2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。) (以下「ひとり親世帯等」という。) であつて、当該世帯の階層がC階層に該当する場合は、この表の規定にかわらず、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)以下「令」という。)第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一世帯に属する者である場合を除く。) の属する世帯</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項</p>

現 行	改 正	後
	<p>の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯</p> <p>(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯</p> <p>(7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p>	<p>の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯</p> <p>(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯</p> <p>(7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p> <p>5 負担額算定基準子ども（令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもとの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもたちのうち小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学生就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもたち最年長者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小</p>

現 行	改 正 後
	<p>学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どもの中最年長者であるものに限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども <u>0円</u></p> <p>ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最長負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）</p> <p>6 <u>特定被監護者等</u>（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がC階層に該当する場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもとの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども <u>この表に掲げる額の2分の1に相当する額</u></p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども</p>

現 行	改 正 後
	(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子どもも 0円 ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもも イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもも ウ 負担額算定基準子どもも(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。) 7 支給認定子ども属する世帯がひとり親世帯等である場合における6の適用については、6中「次に掲げる支給認定子ども区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは、「0円」とする。 8 養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
	別表第2 (第3条関係) 略 備考
	1～5 略 6 支給認定子ども属する世帯が次に掲げる世帯であって、当該世帯の階層がB階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定子ども利用者負担額は0円とする。
	1～5 略 6 この表の規定にかかわらず、支給認定子ども属する世帯がひとり親世帯等であって、当該世帯の階層がB階層に該当する場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とし、当該世帯の階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層(所得割の額が77,101円未満のものに限る。)に該当する場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表に掲

現 行	改 正	後
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） 第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯	げる額の2分の1に相当する額とする。	
(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者の属する世帯		
(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受ける者の属する世帯		
(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯		
(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児が属する世帯		
(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯		
(7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯		
7 同一世帯に(1)から(5)までのいづれかに該当する小学校就学前子ども（以下この表において「対象児童」という。）が2人以上いる場合におけるこの表の支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが対象児童のうち最年長の者（以下この表において「第1子」という。）である場合はこの表に掲げる額の全額とし、対象児童のうち第1子を除き最年長の者（以下この表において「第2子」という。）である場合はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、対象児童のうち第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。	7 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもとの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。	
(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している子ども	(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額	

現 行	改 正 後
	<p>ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもも</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもも。</p> <p>(2) 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）</p> <p>学年前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもも</p> <p>である支給認定子ども 0円</p>
<p>(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍している子ども</p> <p>(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍している子ども</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する子ども</p> <p>(5) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療設の通所部に在籍している子ども</p>	<p>8 特定被監護者等が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）に該当する場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもとの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもも</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもも。</p>
<p>8 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子どもの利用者負担額は、規則で定める。</p>	

現 行	改 正 後
	<p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子どもも 0円</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもも</p> <p>イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもも</p> <p>ウ 負担額算定基準子どもも(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)</p> <p>9 支給認定子ども属する世帯がひとり親世帯等である場合における8の適用については、8中「又はD2階層(所得割の額が57,700円未満のものに限る。)」とあるのは「、D2階層、D3階層又はD4階層(所得割の額が77,101円未満のものに限る。)」と、「次に掲げる支給認定子どもとの区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p>10 里親(児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。)に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p> <p>11 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子ども(利用者負担額は、規則で定める。)</p>

#### 附 則 (施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定す

る特別利用教育及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

## 平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地 方 債			
1 議 会 費	議会管理費	585			585	□特別委員会設置による ・費用弁償 288 ・依頼旅費 122 ・委託料 175	
	1款計	585			585		
	補 正 額	585			585	一般財源 ・財政調整基金繰入金 585	
	補正前の額	20,400,000	5,844,305	502,000	1,132,009	12,921,686	
	合 計	20,400,585	5,844,305	502,000	1,132,009	12,922,271	

# 議第55号資料

## 平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
11款 諸収入	雑入	22,413	82,400	104,813	繰上充用のための増額
	その他	1,100	0	1,100	
	計	23,513	82,400	105,913	
その他		9,307,722	0	9,307,722	
歳入合計		9,331,235	82,400	9,413,635	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
13款 前年度繰上充用金	前年度繰上充用金	0	82,400	82,400	繰上充用のための増額
その他		9,331,235	0	9,331,235	
歳出合計		9,331,235	82,400	9,413,635	

### 平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込額

【歳入】

(単位：千円)

区分	予算額	決算見込額
1款 国民健康保険税	1,156,503	1,110,967
2款 使用料及び手数料	1,200	1,090
3款 国庫支出金	2,159,809	2,156,081
4款 療養給付費交付金	265,971	280,298
5款 前期高齢者交付金	2,404,527	2,404,527
6款 県支出金	464,617	391,857
7款 共同事業交付金	2,035,937	2,035,937
8款 財産収入	1	0
9款 繰入金	1,114,069	1,056,872
10款 繰越金	1	0
11款 諸収入	339,364	96,634
合 計	9,941,999	9,534,263

【歳出】

(単位：千円)

区分	予算額	決算見込額
1款 総務費	102,315	88,889
2款 保険給付費	6,129,977	5,950,501
3款 後期高齢者支援金等	793,837	793,837
4款 前期高齢者納付金等	536	536
5款 老人保健拠出金	35	35
6款 介護納付金	307,330	307,330
7款 共同事業拠出金	1,904,149	1,904,145
8款 保健事業費	76,154	45,202
9款 基金積立金	300,000	300,000
10款 公債費	1,000	1
11款 諸支出金	51,894	51,416
12款 予備費	100,000	0
13款 前年度繰上充用金	174,772	174,771
合 計	9,941,999	9,616,663

【歳入】 9,534,263 千円

【歳出】 9,616,663 千円

【不足額＝繰上充用額】 △ 82,400 千円